

保護者様

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザは重症の場合を除き、解熱日（平熱に下がった日）の後2日経過するか、発症日の翌日から7日経過するか、いずれか遅い方の日をもって治癒するものとされており、再登校するに当たって改めて治癒したかどうかの医師の診察を受ける必要はありません。

インフルエンザが治癒し登校するときには、この「報告書」を提出してください。これは、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## インフルエンザによる欠席に関する報告書

長野県塩尻志学館高等学校長様

年 組 番

生徒氏名

上記の生徒はインフルエンザにより欠席しましたが、治癒して他に感染のおそれなくなったため再登校することを報告いたします。

記

1 疾患名 インフルエンザ

2 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）（ 年 月 日 ）

3 受診した医療機関名および受診日

医療機関名 ( 受診日： 年 月 日 )

4 治癒の根拠（日が後の方に○をしてください）

( ) 解熱日（平熱に下がった日）の後2日経過した。

( ) 発症日の翌日から数えて7日経過した。

年 月 日

保護者氏名

印

( 出席停止期間 月 日 ~ 月 日 )